

自動車整備事業者の方必見

令和6年度補正予算

被害者保護増進等事業費補助金

申請受付期間の延長決定!!

先着順

※予算がなくなり次第終了いたします

申請受付
締切迫る!!

令和8年2月13日(金)17:00まで!

※先着順かつ、予算がなくなり次第終了いたします



II-1 先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援

補助対象事業者 自動車整備事業者

補助対象経費 スキャンツールの導入に要する経費(設備費)*
スキャンツール利活用のための研修に要する経費*

*補助対象機器・研修は国土交通省において決定

交付申請受付期間 令和7年3月31日(月)10:00~令和8年2月13日(金)17:00 (先着順)

※予算がなくなり次第終了いたします

補助上限 設備費:15万円 研修費:1万円 ※1事業場あたり16万円を上限とする

購入時期 令和6年4月1日から令和8年2月13日までに購入・支払いまで終了していること

補助率 1/3

留意事項 補助対象が重複する国の他の補助金制度（令和6年度被害者保護増進等事業費補助金を含む）にて機器・研修の補助金交付を受けた場合、同一の機器・研修を本補助事業で重複して申請することはできません。

その他 優先採択を希望する事業者のみ、一級整備士在籍の証明書を提出すること



▼詳しくは
こちらから



✓ 詳しくは本補助金のホームページをご確認ください。 <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引き、よくある質問もご確認いただいたうえで、申請についてご不明点がございましたら令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局までお問い合わせください。

☎ 03-4446-4346 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

PC、スマホ等でクリック!



FAQ
よくある質問は
裏面へ →

先進安全自動車の整備環境の確保事業

よくあるご質問



Q1.どのように申請したらよいですか？

A1. 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。

Q2.どのような事業者が申請できますか？

A2. 自動車整備事業者が対象です。※ただし、電子制御装置を含む特定整備事業の認証を受けた者又は申請する者(既に申請している者も含む)に限る

Q3.申請者は法人でなければいけないのでしょうか？

A3. 申請者は法人に限らず、個人事業主の方でも申請が可能です。

Q4.既に購入しているスキャンツールや研修でも対象となりますか？

A4. 補助対象機器一覧または補助対象研修一覧に該当するもので、令和6年4月1日以降に購入し、令和8年2月13日までに支払いが完了したものであれば対象となります。

Q5.複数台数、複数事業場の申請は可能ですか？

A5. 複数台数、複数事業場共に申請は可能です。
ただし、複数台申請における1事業場あたりの補助金限度額は機器15万円・研修1万円です。

Q6.他の補助を受けている場合、交付を受けることはできますか？

A6. 本事業と同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む)を受けた事業には、交付しません。

Q7.予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか？ (予算がなくなったら終了ですか？)

A7. 補助金申請額が予算額に達した場合、申請受付を締め切らせていただきます。
予算消化率は、本補助金ホームページで適宜公開しております。